タイトル:理事会の代理出席を規約に定めたほうが良いか

< 質問 >

- 1)理事会役員は、管理規約第38条2項で「現に居住する組合員のうちから選任する」となっているが、土日出勤等の組合員は配偶者が代理で理事会に出席している。この条文は管理規約にはないので、入れた方がいいのでしょうか。
- 2)理事会役員の選任は、階の下 上、隣りに移り上 下の順番性になっているが、現在は階の中間で1年交代するので、年によって上階集中、下階集中になっている。各階から選ぶ様に変更した方がいいのでは?この選任法は申し合わせ事項となっているが、細則に定めるようにしたいのですがいかがでしょうか。
- 3)役員選任対象者で夜勤や土日勤務で、代理者もいない時はどのようにしますか。何 か良案があれば・・・。
- 4)理事会に出席出来ない理事は、議長宛の委任状を提出し有効に扱われている。団地総会にはこの条文があります。理事会条文にはないので、これに倣って制定するのがよいのでしょうか。

< 回答 >

すべてのご質問にお答えするにはメールでは無理がありますし、正確な回答をさせていただくには詳しい情報も必要です。ということでお答えできる分だけのご回答になります。

<説明>

理事会への代理出席について。

理事が都合で出席できないときの代理出席は、管理規約に規定が無い限り、原則として 認められませんが、同居配偶者については有効という考えもあります。

しかし、誰までが認められるかについては明確にしたほうが良いでしょう。(同居配偶者、成人の同居家族、 親等まで、など) 規約で明確にしたほうが良いのですが、規定するとかえって安易に代理してしまう弊害も考えられます。

また、理事になれる範囲を配偶者まで認める規定も考えられます。(やや乱暴かなとは思いますが) つまり、規約に入れたほうがよいか、入れないほうがよいか、マンションの状況で考えるしかないと思います。

役員の順番性についての規定は、規約より細則で定めるほうが良いでしょうが、かえって拘束されてしまうので、申し合わせのほうがいい面もあると思います。

これもマンションの事情によりますので、なんともお答えできません。

理事会の開催日は、理事の出席しやすい日を決めればいいのですがどうしても参加できない、代理もいない少数派については、理事が務まらないわけですからパス(降りてもらう)しかないのではと思います。何か務まる役職が他にあれば理事でない役目を作るとか・・・

*この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。

委任状については、規約に理事の委任規定が無い限り、原則無効です。ただし同居配偶者については規定がなくても有効という判例があったと記憶しています。

委任状による出席を有効にするには、規約で規定したほうが明確になってよいのですが、 先ほどの回答に戻ります。

以上一般論としてお答えしました。

ちなみに マンションン標準管理規約

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/07/070123_3/03-1.pdf では、次のようなコメントがあります。ご参考までに

マンション標準管理規約(単棟型)コメント第53条関係「理事に事故があり、理事会に出席できない場合は、その配偶者又は一親等の親族に限り、代理出席を認める旨を規約に定めることもできる

*この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。